

ひがしそのぎの

HIGASHI SONOGI

平成24年

3 MARCH
NO.534



生徒たち自らの発案で実施!!

彼杵中学校で、地震、津波を想定した避難訓練が行われました。生徒たちが自ら発案して、近接するやまだ保育園の園児を連れて避難訓練をすることになりました。

【撮影場所】やまだ保育園 P7 関連記事

豊かな農地を引き継ぐために 荒らすわけにはいきません

長崎県は、離島、半島や中山間地域を多く有していて、狭小傾斜農地などを中心に多くの耕作放棄地があります。

耕作放棄地率は全国でも高く、その解消が喫緊な課題となっています。

耕作放棄地とは・・・

農林業センサスにおいて「過去1年以上作付けをせず、この数年の間に再び耕作する意思のない土地」と定義されている統計上の用語です。

耕作放棄地発生による影響

耕作放棄地の増加は、地域の景観を損なうだけでなく、病害虫の温床や有害鳥獣の隠れ場所となるなど、近隣の農作物への被害を及ぼし、ひいては、その地域全体の活力にも悪影響を与えています。

さらに、耕作放棄地の増加を放置しておくことは、農業生産の減少による食糧自給率の低下や農地の多面的機能の維持増進が困難になるなど、多くの問題の発生につながります。

助成措置を活用！！

耕作放棄地を農地に復元するには、多大な労力を必要としますが、国・県・町では、農地の復旧及び営農定着のための助成措置を設けています。

これらを活用し耕作放棄地の解消に努めましょう。

耕作放棄地を放っておくと法的措置がとられます。

農業委員会による農地パトロール

農業委員会は、年1回、管内の農地を巡回し、耕作放棄地の把握などを行います。

農業委員会による所有者などへ指導

耕作放棄地の所有者などに対して、農業上の利用を促進するよう指導が行われます。

遊休農地である旨の通知

指導しても、耕作放棄地が解消されない場合は、農業委員会が「遊休農地である旨の通知」を送付します。

利用計画の届出

通知を受けた農地所有者などは、6週間以内に、農地の今後の利用計画を農業委員会に届け出なければなりません。

必要な措置の勧告

利用計画の内容が不適切な場合や届出がない場合などには、農業委員会から必要な措置をとるよう勧告されます。

買い入れなどの協議

勧告に従わない場合は、農地保有合理化法人や農地利用集積円滑化団体などによる所有権の移転などの協議が行われます。

市町長の代執行

当該農地が周辺農地に著しい支障（病害虫の発生や雑草の繁茂）を及ぼす時には、市町長から直ちに遊休農地の所有者などに対し、遊休農地の草刈りなど、支障の除去のために必要なことが命じられ、その措置命令に従わない時には、市町長による代執行が行われます。

“規模拡大したいが、使いたい耕作放棄地がどこにあるか不明” という人はこの流れで相談しましょう

1. 農業委員会へ相談	・農業委員会へ出向き、あなたの意向を伝えます。 ①生産予定の作物 ②面積 ③場所(地区名) ④いつから利用 ⑤条件(借りるか買うか、その金額)
2. 希望する耕作放棄地の選定	・農業委員会で地図を使って希望する候補地を探します。 農業委員会と地図を見ながら一緒に探します。
3. 現地確認	・地区担当農業委員などと一緒に、選定した耕作放棄地の現地確認をします。
4. 所有者への確認	・農業委員会が行います。
5. 農地の決定	・利用する耕作放棄地を決定しましょう。
6. 事業の申請	・耕作放棄地解消の支援事業の申請
7. 利用権などの設定	・農地法、農業経営基盤強化促進法での借入申請
8. 再生・営農開始	・再生作業を実施して、営農開始になります。

東彼杵町職員の飲酒運転について（お詫び）

平成 24 年 2 月 11 日、本町職員が、飲酒運転を起こすという事件が発生しました。
本町ではこれまで、飲酒運転については、機会あるごとに注意を促しており、町職員としてもコンプライアンス（法令遵守）研修会等も経て、全職員一丸となって飲酒運転撲滅の取り組みを推進し、さらには町民皆様あげて周知徹底と協力をお願いしてきたところです。
町民の模範となるべき公務員である町の職員が、決して起こしてはならない飲酒運転を起こしたことについては、痛恨の極みであり、誠に申し訳なく思います。この場をお借りしまして、深くお詫び申し上げます。
今回の事件により、これまでの町としての取り組みの甘さを改めて痛感しているところであり、深く反省するとともに、再度コンプライアンス推進体制を速やかに整え、町職員による飲酒運転の撲滅、綱紀の粛正、コンプライアンス定義の向上に全力で取り組んで参ります。
町民の皆様には、町職員の信頼を著しく失墜させましたことを、町政の最高責任者として深くお詫び申し上げます。

平成 24 年 3 月

東彼杵町長 渡 邊 悟

～いこいの広場さくら祭のお知らせ～
日時 4月8日（日） ※小雨決行



いこいのさくら祭 2012年4月8日(日) 小雨決行!

午前のイベント(参加者募集)

- ヘルシーワーク (AM10:00～AM11:30)
- 大豆油しるし (AM10:00～AM10:30)
- こごっ子レース (AM10:30～AM11:00)
- バトゴルフ (AM11:30～PM12:00)

犬の里親募集

特産加工品販売

たこやき 販売 などなど

お隣合わせ **龍頭泉いこいの広場**

URL: <http://www6.ocn.ne.jp/~ikoisite/> E-mail: r-hiroba@trust.ocn.ne.jp
TEL/FAX: 0957-47-1654 東彼杵町中岳 1535
協賛: 東彼杵町役場 長崎県央保健所サポートス

～中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ～

昨年 10 月からの「子ども手当」申請はお済みですか？

平成 23 年 10 月分からの子ども手当を受け取るためには、10 月より前に受け取っていた方も含め、役場へ申請する必要があります。（公務員の方は勤務先へ申請）

申請期限は平成 24 年 3 月末です。3 月末までに申請すれば、10 月分からの手当を受給できます。

ご注意ください！！

- 10 月以降に他の市町村へ移転した方
 - 10 月以降にお子さんが生まれた方
- ➡ 申請した月の翌月分からの支給となります。（3 月までに申請しても遡って受け取れません。）

※申請が遅れると、遅れた分の手当を受け取ることができなくなる場合がありますので、速やかに申請してください。

ご存知ですか

平成 24 年 4 月から

65 歳以上の方へ

介護保険料が変わります！

介護保険は、みなさんがいつまでも安心して暮らせるようにするための制度で、40 歳以上の方が加入者（被保険者）となって介護保険料を納めます。

65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の保険料額は、市町村のサービス提供状況などによって決まり、その額は 3 年毎に見直され、平成 24 年度から平成 26 年度の保険料額が変更になります。

なお、平成 24 年度からの保険料は、広報 4 月号でお知らせします。

保険料は大切な財源です！

※サービスを利用した場合、原則として 1 割を負担して、9 割が介護保険から給付されます。

1 割 介護サービス 利用者負担	9 割				
	保険料 50%		公費 50%		
	65 歳以上の 人の保険料 21%	40 歳以上 65 歳未満の 人の保険料 29%	町の負担金 12.5%	県の負担金 12.5%	国の負担金 25%



平成 24 年度から平成 26 年度までの保険料負担割合

- 65 歳以上の人（第 1 号被保険者）の保険料は、21%
- 40 歳以上 65 歳未満の人（第 2 号被保険者）の保険料は 29% となっています。

【保険料の決まり方】

65 歳以上の方の介護保険料は、本町の介護保険給付にかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得に応じて決まります。

「基準額」とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる金額のことで、本人と世帯の課税状況や所得に応じて、段階的に決められています。

$$\text{基準額 (年額)} = \frac{\text{介護給付費} \times 21\%}{\text{本町の 65 歳以上の人数}}$$

【保険料の納め方】

年金の受給額によって、納め方は「特別徴収」と「普通徴収」の 2 種類に分かれます。

特別徴収・・・年金が年額 18 万円以上の方

年金の定期払い（年 6 回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

【仮徴収：4 月・6 月・8 月】

【本徴収：10 月・12 月・2 月】

普通徴収・・・年金が年額 18 万円未満の方

送付される納付書にもとづき、本町が定める金融機関に介護保険料を納めます。



街のあちこち

自然エネルギーへの取組み（小型風力発電機）

県工業団地東そごテクノパークにある八幡金属(株)で、小型風力発電による発電量の調査が行われています。

この小型風力発電機は、鹿児島県の企業が開発し、八幡金属(株)と共同製作されました。

従来の風力発電機は、風の強さや方向が影響し、電力供給が不安定であるのに対して、この小型風力発電機は、微風で稼働し、風さえあれば24時間発電できるそうです。

今後、取得されたデータをもとに、発電量が解析されます。



新幹線 江ノ串トンネル安全祈願祭



九州新幹線西九州ルート of 江ノ串トンネル安全祈願祭が1月27日に行われました。

祈願祭には、町長や九州新幹線建設局長、工事関係者など約75名が出席し、工事期間中の安全を祈願しました。

江ノ串トンネルは東彼杵町一ツ石地区を起点に大村市武留路地区を終点とする約1360mの工事計画で、平成27年2月の竣工予定となっています。

健康食品でトラブル??

町と県消費生活センターが協力し1月20日、下蔵本公民館で、「消費者トラブル防止講座」が開催され、約30名が参加しました。

高齢者をターゲットとした悪質なトラブルが増加している中、「電話勧誘の健康食品でアレルギー症状がでた」という実際にあった事例を寸劇で紹介し、悪質商法にだまされないように注意を促しました。

必要のない商品を勧められたら、きっぱり断ることが大切。ご近所同士の声かけで被害を防止し、何かあったらすぐに相談しましょう。



園児とともに高台へ避難



東日本大震災の地震や津波を想定した避難訓練が、1月30日に彼杵中学校で行われました。

彼杵中学校では、地震や津波が発生した際は、落ち着いたところで、中学校から山手の高台へ避難することになっています。今回初めて、避難経路の途中にあるやまだ保育園に立ち寄り、園児とともに避難をしました。

「園児が多く、避難する際、中学生はとてありがたい存在」と話された園長先生。人数把握が難しかったという感想がありましたが、中学生にとっては貴重な体験ができたようです。

ケヤキ、クヌギを植えました。

県北グリーンクラブ（代表 みやがわひろし 宮川弘さん）の呼びかけで2月19日、法音寺郷上立石の町有地にケヤキやクヌギが植栽されました。

この場所は、平成13年の町民植樹祭に記念植樹が行われた場所で、県北グリーンクラブは、「ながさき県民参加の森林づくり事業」を活用して、手入れ、補植に取り組まれています。

呼びかけに集まった43名は、1本、1本大切にケヤキやクヌギの苗木を植えていきました。

クヌギを漢字で表すと“櫟”と書きます。漢字のとおり、みなさん楽しく植えられました。



味噌づくりにチャレンジ!!



千綿小P T Aが2月11日、千綿婦人会から教わりながら味噌づくりにチャレンジしました。

千綿小P T Aは食育活動をしていて、4年生のP T Aは大豆づくりに取り組んできました。

秋に収穫した大豆を使って、1月には豆腐を作り、今回、味噌を作ることになりました。

煮た大豆をつぶしたり、こうじ 糀や塩を混ぜあわせたりして、4kgを仕込み終わりました。あとは家に持ち帰り、熟成させることとなります。

約2、3か月発酵を待つこととなりますが、今から食べるのを楽しみにされていました。

